

【基本理念】子どもたちの今と未来をみんなではぐくむ子育て支援都市・京都

第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

- (1) 子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）の推進（★）
・子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」の推進
- (2) 子育て支援ネットワークの充実（★）

第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

- (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり
 - ア 子育て家庭への支援（★）
 - イ 子育てを支え合える地域社会づくり（★）
 - ウ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進（★）
- (2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり
 - ア 子育て世帯にやさしい環境の整備
 - イ 子どもが安心・安全に暮らせる居住環境等の確保
 - ウ 子どもたちの健やかな成長のための場づくり
 - エ 子どもの安全な生活が確保されるまちづくり
- (3) 子育て家庭への経済的な支援（★）

第3章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり 母子保健計画

- (1) 思春期における次世代を育む意識づくり（★）
- (2) 思春期のこころとからだの健康づくり
- (3) 安心して妊娠・出産できる環境づくり（★）
- (4) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援（★）
- (5) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実（★）
- (6) 望ましい食生活を育むための環境づくり

第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実

- (1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上（★）
- (2) 多様な幼児教育・保育サービスの提供及び質の向上（★）

※（★）の施策は、少子化対策として特に有効と考えられるもの

第5章 放課後の子どもたちの居場所づくり、子ども・若者の健全育成のための環境づくり

- (1) 放課後の子どもたちの居場所づくり（★）
 - ア 児童館・学童クラブ事業
 - イ 放課後まなび教室
- (2) 青少年の自主性と創造力を育むまちづくり
 - ア 青少年の自主的な活動の促進
 - イ 地域社会全体で青少年を支援する体制づくりの推進
 - ウ 課題を抱える青少年の総合的支援

第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり

- (1) 開かれた学校づくりと市民との市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育
 - ア 開かれた学校づくりの推進
 - イ 地域・各団体とも連携した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及促進
- (2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成（★）
 - ア 確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成
 - イ 心身ともに健全でたくましい子どもの育成
 - ウ 障害のある子どもへの教育の充実
 - エ 魅力ある高校づくりの推進
- (3) 親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実支援（★）
 - ア 親とこれから親になる青少年世代への働きかけ
 - イ 家庭教育と子育て支援
- (4) 子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実（★）
 - ア 安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進
 - イ きめ細かな指導による教育環境の推進

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり

- (1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進
 - ア 児童虐待対策
 - イ 少年非行対策
- (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉 京都市家庭的養護推進計画（仮称）
- (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

第8章 ひとり親家庭の自立促進 ひとり親家庭自立促進計画

- (1) 子育て・生活支援
- (2) 就業支援
- (3) 経済的支援及び養育費の確保
- (4) 相談・支援機能及び情報提供の充実強化

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画

- (1) 幼児教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びにその実施時期
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びにその実施時期